朝倉市被災地域交流活動支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、平成２９年７月九州北部豪雨により被災した地域コミュニティ（以下「地域コミュニティ」という。）の形成若しくは再生又は発展を促進するため、地域コミュニティの活性化や機能の強化に向けた交流活動事業を実施する団体に対し、予算の範囲内において朝倉市被災地域交流活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、朝倉市補助金等交付規則（平成１８年朝倉市規則第４４号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第２条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域コミュニティの形成若しくは再生又は発展に寄与する事業とし、事業を提案しようとする団体自ら実施主体となる公益的な事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）　市内で実施する次のいずれかに該当する事業

ア　被災者と地域住民の交流を目的とする事業

イ　被災により中断している地域行事の復活を目的とする事業

ウ　被災地域の交流人口の拡大を目的とする事業

（２）　その他市長が必要と認める事業

２　前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

（１）　本市その他の地方公共団体、国から補助金等の交付を受ける事業

（２）　法令等に違反している場合

（３）　政治、宗教又は営利を目的とする場合

（４）　その他市長が適当でないと認める事業

（補助対象団体）

第３条　補助金の交付対象となる団体（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）　市内の行政区

（２）　市内のコミュニティ組織

（３）　市内の自主防災組織

（４）　ＮＰＯ法人（特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）の規定に基づく団体）

（５）　次に掲げる全ての要件を満たす団体

ア　５人以上で組織されている団体であること。

イ　団体の規約を有すること。

ウ　補助対象事業を着実に実施できる組織体制があること。

エ　政治活動又は宗教活動を主な目的とした団体でないこと。

オ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から５年を経過しないものを含む。）の統制下にある団体でないこと。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に直接必要な経費のうち報償費、旅費、需用費、役務費、備品購入費、使用料、賃借料その他市長が必要と認める経費とする。ただし、補助対象経費の限度額は、５０万円とする。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象経費としない。

（１）　補助対象者の運営に係る経常的経費

（２）　その他市長が適当ではないと認めた経費

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の３分の２以内の額とする。ただし、算出した額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（補助金の交付回数）

第６条　補助金の交付回数は、各年度につき１補助対象者当たり１回とする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、被災地域交流活動支援事業補助金交付申請書（様式第１号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（１）　事業（変更）計画書（様式第１号別添１）

（２）　収支予算書（様式第１号別添２）

（３）　団体の概要書（様式第１号別添３）

（４）　その他市長が必要と認める書類

２　申請者が第３条第１号又は第２号に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、前項第３号に掲げる書類の提出を省略することができる。

（補助金の交付決定）

第８条　市長は、交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、被災地域交流活動支援事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めたときは、条件を付すことができる。

（申請内容の変更等）

第９条　補助金の交付決定を受けた申請者（以下「決定者」という。）は、交付申請書に記載した内容を変更（軽微な変更の場合を除く。）し、又は中止しようとするときは、被災地域交流活動支援事業変更等承認申請書（様式第３号。以下「変更申請書」という。）に、事業（変更）計画書（様式第１号別添１）及び収支予算書（様式第１号別添２）を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。

２　市長は、変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、変更又は中止の承認の可否を決定し、被災地域交流活動支援事業変更等承認決定通知書（様式第４号）により決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第１０条　決定者は、補助対象事業を完了したときは、完了した日から起算して２０日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する会計年度の２月末（その日が閉庁日に当たる場合は、直前の開庁日）のいずれか早い日までに、被災地域交流活動支援事業補助金実績報告書（様式第５号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（１）　活動報告書（様式第５号別添１）

（２）　収支決算書（様式第５号別添２）

（３）　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１１条　市長は、実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、被災地域交流活動支援事業補助金確定通知書（様式第６号。以下「確定通知書」という。）により決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第１２条　決定者は、確定通知書を受けたときは、被災地域交流活動支援事業補助金請求書（様式第７号。以下「請求書」という。）により補助金を市長に請求するものとする。

２　市長は、請求書の提出を受けたときは、決定者に補助金を交付するものとする。

（概算払請求）

第１３条　決定者は、補助金の概算払を請求するときは、被災地域交流活動支援事業補助金概算払請求書（様式第８号。以下「概算払請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、決定者から概算払請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができる。

（補助金の交付の取消し）

第１４条　市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）　補助金を他の用途に使用したとき。

（３）　補助金の交付の条件に違反したとき。

（４）　その他市長が取り消すべき理由があると認めたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、被災地域交流活動支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第９号）により、決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１５条　市長は、第９条第２項又は前条第２項の規定により、交付申請書に記載した内容の変更等を承認し、又は補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第１６条　この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。